福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　福島県産水産物競争力強化支援事業については、水産加工原料確保のための取組や、福島県産水産物の高付加価値化や販売促進の取組を支援することを目的として、水産関係団体及び水産加工流通業者等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第２条　補助金は、水産関係団体及び水産加工流通業者等が別表に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して交付するものとし、その額は、別表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、別表の１、２、５、６の事業については第１－１号様式、別表の３、４、７の事業については第１－２号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

なお、申請書には、環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート（第１-１-１号様式、第１－１－２号様式，第１－１－３号様式）により事業実施期間中に実施すべき環境負荷低減の各取組について確認した上で、当該チェックシートを作成し添付すること。

２　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、前項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事前着手）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、当該年度において、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、下記の条件を承諾した上で着手前に事前着手届（別表の１、２、５、６の事業については第１－３号様式、別表の３、４、７の事業については第１－４号様式による）を提出したときは、この限りでない。

ア　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。

イ　交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合があること。

ウ　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

エ　事前着手届の提出前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。

（補助金交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、別表のとおりとする。

（変更の承認）

第６条　規則第６条第１項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県産水産物競争力強化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別表の１、２、５、６の事業については第２－１号様式、別表の３、４、７の事業については第２－２号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により、補助金の交付をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金概算払請求書（別表の１、２、５、６の事業については第３－１号様式、別表の３、４、７の事業については第３－２号様式）に概算払の必要性を明らかにする書類を添えて知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第９条　規則第１１条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、福島県産水産物競争力強化支援事業遂行状況報告書（別表の１、２、５、６の事業については第４－１号様式、別表の３、４、７の事業については第４－２号様式）により、補助金の交付決定のあった年度の１２月末日現在において、その翌年の１月２０日までに、知事に提出しなければならない。

ただし、当該年の１２月に概算払請求書が提出された場合は、これに代えることができる。

２　知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑・適正な執行を図るため必要があると認めるときは、水産関係団体及び水産加工流通業者等に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

３　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、補助事業が完了したときは、福島県産水産物競争力強化支援事業完了報告書（別表の１、２、５、６の事業については第５－１号様式、別表の３、４、７の事業については第５－２号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県産水産物競争力強化支援事業実績報告書（別表の１、２、５、６の事業については第６－１号様式、別表の３、４、７の事業については第６－２号様式）により、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には当該年度の翌年度の４月１０日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、実績報告書には、第１-１-１号様式、第１－１－２号様式、第１－１－３号様式に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認した上で、当該チェックシートを作成し添付すること。

２　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１１条　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（別表の１、２、５、６の事業については第７－１号様式、別表の３、４、７の事業については第７－２号様式）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第１２条　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、補助事業が完了した場合には、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付請求書（別表の１、２、５、６の事業については第８－１号様式、別表の３、４、７の事業については第８－２号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

ただし、補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、この限りでない。

（財産の処分の制限）

第１３条　規則第１８条第１項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

２　規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、取得価格が５０万円以上の機械、器具、その他備品とする。

３　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

４　水産関係団体及び水産加工流通業者等は、規則１８条第１項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（別表の１、２、５、６の事業については第９－１号様式、別表の３、４、７の事業については第９－２号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿の整備等）

第１４条　補助金の交付を受けた水産関係団体及び水産加工流通業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第１５条　水産関係団体及び水産加工流通業者等が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、別表に掲げる３の高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業、４の高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業及び７の水産加工原料等安定確保支援事業は除き、水産事務所長に提出する。

（権限の委任）

第１６条　規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、別表に掲げる３の高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業、４の高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業及び７の水産加工原料等安定確保支援事業は除き、水産事務所長に委任する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年３月１３日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和４年３月３０日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和７年６月２６日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和８年４月１３日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

また、福島県水産加工原料等安定確保支援事業補助金交付要綱は、廃止する。

なお、この要綱の施行に、この要綱による廃止前の福島県水産加工原料等安定確保支援事業補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき補助金の交付の決定を受けている者については、廃止前の要綱を適用するものとする。

別表（第２条、第４条、第５条関係）

事業区分	経　費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
１　認証審査及び取得支援事業	・　第三者認証の取得又は維持に必要な審査（審査費用、事業委託費、旅費、通信運搬費等）や認証制度に関する研修等※（旅費、謝金、会場借上料等）に要する経費	定　額（10/10） ※ ただし、研修等に要する経費は定額（上限10万円）とする	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20％以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
２　ブランド化戦略推進支援事業	・　県産水産物のブランド力を高める戦略等の策定（調査委託費、会議開催費、旅費、謝金、事務費等）に要する経費	定　額（10/10）	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20％以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
３　高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業	・　県産水産物の高付加価値化、ブランド強化による価格向上及び流通拡大に係る実証試験の実施（試験資材費、試験委託費、分析委託費、賃金、会議開催費、会場・機器借上料、ウェブサイト作成・維持費、旅費、謝金、事務費等）に要する経費	定　額（10/10）	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20％以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
４　高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業	・　３の実証試験に取り組む水産関係団体等が県産水産物のブランド力を強化して流通させるために必要な設備、機器等の整備（冷海水装置、製氷機、ＦＲＰ水槽、冷蔵庫、保冷トラック等及び知事がブランド強化に有効と認めた機器）に要する経費	５／６以内	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20％以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
５　水産物 PR イベント開催支援事業	・　県産水産物の美味しさや安全性をＰＲし、理解を深めるためのイベント等の開催や地元消費拡大のための直売会等の魚食普及活動等（会場借料、会場設営費、広告代、イベント運営費（出展者調整、消耗資材費、イベント補助員	定　額（10/10）	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20％以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更

	費、事務費等）等）に要する経費			
6　認証・ブランド水産物等流通支援事業	ア・　第三者認証や高鮮度化などにより付加価値を高めたブランド水産物等の流通（梱包資材費、エコラベル等の印刷費及び使用料、PRチラシの作成･印刷費等）に要する経費 　ただし、「ブランド水産物等販路確保事業」により県が設置する量販店等販売コーナーへ出荷する場合には、輸送費、販売活動旅費、集荷作業補助員費、箱代等も対象経費とする	定　額 (10/10)	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20%以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
	イ・　県産水産物の供給ルートの開拓のため、社食をターゲットにした流通拡大、広報・ＰＲ（広報・ＰＲ費、企業訪問等活動旅費、社食用食品輸送・梱包費、社食用メニュー開発費等）に要する経費	定　額 (10/10)	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20%以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更
7　水産加工原料等安定確保支援事業	・　水産加工原料等の安定確保取組（遠隔地からの原料確保、原料変更、活餌確保、被災地が作り出す復興事業）に要する経費	1/2 以内	補助金の増額が伴わない事業区分における事業費の 20%以内の増減	下記以外の変更 ・事業目的の変更 ・事業実施主体の変更

第１－１号様式（第３条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定に基づき補助金○○円の交付を申請します。

記

１　事業の計画
別紙（第１－１号様式関係）福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画のとおり

２　本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

別紙（第１－１号様式関係）

福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画

１　総括表

事業区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
１　認証審査及び取得支援事業 ２　ブランド化戦略推進支援事業 ３　水産物 PR イベント開催支援事業 ４　認証・ブランド水産物等流通支援事業				
合　計				

２　事業の目的

３　成果目標

事業区分	目標値

４　事業区分

事業区分	主な取組内容	経費	備考
		円	
		合計	

（注）他の機関に対して委託を行う場合は、当該機関名を備考欄に記入すること。

５　事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日
完了予定年月日

第１－１－１号様式（第３条、第 10 条関係）
(事業実施者が民間事業者の場合)

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver.3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時（します）	
連絡先		報告時（しました）	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック		
	環境関係法令の遵守等	
□	①	みどりの食料システム戦略の理解
□	②	関係法令の遵守
□	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
□	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
□	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
□	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
□	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
□	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
□	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
□	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
□	⑪	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →　□

第１－１－２号様式（第３条、第 10 条関係）
(事業実施者が漁業経営体の場合)

「みどりチェック」 チェックシート（漁業経営体向け）

事業名		Ver.3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時(します)	
連絡先		報告時(しました)	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書

チェック		
	環境関係法令の遵守等	
□	①	みどりの食料システム戦略の理解
□	②	関係法令の遵守
□	③	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
□	④	ライフジャケット着用の徹底等、正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
□	⑤	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない □） 肥料の適切な保管
□	⑥	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める。
	適正な防除	
□	⑦	※養殖を行う場合（該当しない □） 水産用医薬品の適正な使用
	エネルギーの節減	
□	⑧	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
□	⑨	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
□	⑩	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
□	⑪	※養殖を行う場合（該当しない □） 生餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
□	⑫	※資源管理協定を締結している場合（該当しない □） 資源管理協定の順守
□	⑬	※養殖を行う場合（該当しない □） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討
□	⑭	※漁場改善計画を策定している場合（該当しない □） 漁場改善計画の順守

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →　□

第１－１－３号様式（第３条、第 10 条関係）

(事業実施者が食品関連事業者の場合)

「みどりチェック」 チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名		Ver.3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時（します）	
連絡先		報告時（しました）	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
・※の記載内容に「該当しない」（⑧は「と畜場である」）場合は□にチェックしてください。

解説書

チェック		
	環境関係法令の遵守等	
□	①	みどりの食料システム戦略の理解
□	②	関係法令の遵守
□	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
□	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
□	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
□	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
□	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑧	※と畜場ではない場合（と畜場である □） 食品ロスの削減に努める
□	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
□	⑩	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
□	⑪	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
□	⑫	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の順守

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → □

第１－２号様式（第３条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定に基づき補助金○○円の交付を申請します。

記

１　事業の計画

別紙（第１－２号様式関係）福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画のとおり

２　本件責任者及び担当者

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

別紙（第１－２号様式関係）

福島県産水産物競争力強化支援事業実施計画

１　総括表

事業区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
１　高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業 ２　高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業 ３　水産加工原料安定確保支援事業	円	円	円	
合　計				

２　事業の目的

３　成果目標

事業区分	目標値

４　事業区分

事業区分	主な取組内容	経費	備考
		円	
		合計	

（注）他の機関に対して委託を行う場合は、当該機関名を備考欄に記入すること。

５　事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日
完了予定年月日

第１－３号様式（第４条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業事前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１ 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
２ 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
３ 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行いません。

取組内容	事業費 （円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

第１－４号様式（第４条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業事前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１ 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
２ 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
３ 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行いません。

取組内容	事業費 （円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

第２－１号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業において、下記のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項の規定に基づき、承認してくださるよう申請します。

記

１　補助金の交付決定年月日及び番号

２　変更（中止・廃止）の理由

３　事業の内容
（第１－１号様式に準じて記載）

第２－２号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業において、下記のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項の規定に基づき、承認してくださるよう申請します。

記

１　補助金の交付決定年月日及び番号

２　変更（中止・廃止）の理由

３　事業の内容
（第１－２号様式に準じて記載）

第３－１号様式（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

〇年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金概算払請求書

〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、下記のとおり概算払により交付してくださるよう請求します。

記

事業区分	請求額（円）
計	

第３－２号様式（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

〇年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金概算払請求書

〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、下記のとおり概算払により交付してくださるよう請求します。

記

事業区分	請求額（円）
計	

第４－１号様式（第９条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業遂行状況報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

第４－２号様式（第９条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業遂行状況報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

第５－１号様式（第９条第３項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業完了報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

完了年月日　　年　　月　　日

第５－２号様式（第９条第３項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

〇年度福島県産水産物競争力強化支援事業完了報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

完了年月日　　年　　月　　日

第６－１号様式（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業実績報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（第１－１号様式に準じ、「計画」を「実績」に改めて記載）

第６－２号様式（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業実績報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（第１－２号様式に準じ、「計画」を「実績」に改めて記載）

第７－１号様式（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

事業区分	補助金の額の確定額	補助金の確定時に減額した仕入れにかかる消費税相当額（A）	消費税の申告により確定した仕入れにかかる消費税相当額（B）	補助金返還相当額（A）－（B）
１　認証審査及び取得支援事業				
２　ブランド化戦略推進支援事業				
３　水産物 PR イベント開催支援事業				
４　認証・ブランド水産物等流通支援事業				
計				

（注）参考となる資料を添付すること。

第７－２号様式（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

事業区分	補助金の額の確定額	補助金の確定時に減額した仕入れにかかる消費税相当額（A）	消費税の申告により確定した仕入れにかかる消費税相当額（B）	補助金返還相当額（A）－（B）
１　高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業				
２　高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業				
３　水産加工原料安定確保支援事業				
計				

（注）参考となる資料を添付すること。

第８－１号様式（第１２条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付請求書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、下記により金○○円を交付してくださるよう請求します。

記

（単位：円）

事業区分	事業費	交付決定額（A）	受領済額（B）	今回請求額（C）	残 額 (A)－(B)－(C)
1　認証審査及び取得支援事業					
2　ブランド化戦略推進支援事業					
3　水産物 PR イベント開催支援事業					
4　認証・ブランド水産物等流通支援事業					
計					

第８－２号様式（第１２条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付請求書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業の補助金について、福島県産水産物競争力強化支援事業補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、下記により金○○円を交付してくださるよう請求します。

記

（単位：円）

事業区分	事業費	交付決定額 （A）	受領済額 （B）	今回請求額 （C）	残 額 (A)－(B)－(C)
１　高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業					
２　高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業					
３　水産加工原料安定確保支援事業					
計					

第９－１号様式（第１３条第４項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県水産事務所長　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業取得財産処分承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業により取得した財産を、下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１８条第１項の規定に基づき、承認してくださるよう申請します。

記

１　品目

２　取得価格

３　取得年月日

４　処分の方法

５　処分の理由

６　処分予定価格

第９－２号様式（第１３条第４項関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事　様

住　　所
団 体 名
代表者名

○年度福島県産水産物競争力強化支援事業取得財産処分承認申請書

○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった標記事業により取得した財産を、下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第１８条第１項の規定に基づき、承認してくださるよう申請します。

記

１　品目

２　取得価格

３　取得年月日

４　処分の方法

５　処分の理由

６　処分予定価格